

諮問実施機関：滋賀県知事（健康医療福祉部障害福祉課）

諮問 日：平成 26 年 2 月 18 日（諮問第 88 号）

答申 日：平成 26 年 11 月 7 日（答申第 77 号）

内 容：「社会福祉法人〇〇〇やNPO法人□□□、〇〇〇とそれらが運営する施設への虐待調査の内容が分かる一切の書類」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、NPO法人□□□が運営する障害者福祉施設に係る虐待調査に関する公文書については、改めて公開、非公開の決定を行うべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成 25 年 11 月 19 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求 1 NPO法人□□□に対して今年実施した実地指導に対する改善状況の報告や確認資料一式

請求 2 社会福祉法人〇〇〇やNPO法人□□□、〇〇〇とそれらが運営する施設への虐待調査の内容が分かる一切の書類（H24 年度分、H25 年度分）

2 実施機関の決定

同年 12 月 3 日、実施機関は本件公開請求に対して、請求 1 については、対象公文書を特定の上、個人の氏名および法人の印影を非公開とし、請求 2 については、条例第 9 条の規定により、対象公文書の存否を明らかにしないとして、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

同年 12 月 9 日、異議申立人は、本件処分のうち、請求 2 に対する処分を不服として、行

政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

「社会福祉法人〇〇〇やNPO法人□□□、〇〇〇とそれらが運営する施設への虐待調査の内容が分かる一切の書類」（以下「本件対象公文書」という。）の公開を求める。

2 異議申立ての理由

虐待に関して調査中、もしくは今後調査する案件ならば、証拠隠滅などのおそれから情報を公開できない事情は理解できる。

だが、終了した調査の内容を公開できない理由はなく、むしろ県の調査の妥当性を検証する機会を奪い、虐待されている施設利用者を救う可能性をも奪う非合理で恣意的な決定であると指摘せざるを得ない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

（1）条例第 9 条該当性について

本件公開請求は、特定の法人名を挙げ、それらが運営する施設における障害者虐待の調査の内容が分かる一切の書類とされている。

したがって、本件対象公文書の存否を明らかにすると、これら特定の法人が運営する障害者福祉施設について、虐待通報があったかどうかや、虐待調査を行ったかどうかという特定の事実が明らかとなるが、これは以下の（2）、（3）に該当する非公開情報を公開することになるため条例第 9 条に該当する。

（2）条例第 6 条第 2 号該当性について

虐待の事実が判然としない段階で、本件対象公文書の存否を明らかにした場合、当該法人の活動において、契約者との信頼関係の悪化や新たな契約への支障、風評被害や社会的信用の失墜といった不利益が予想され、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

（3）条例第 6 条第 6 号該当性について

一般に、障害者福祉施設における障害者虐待は、これを発見した者から市町等に寄せられる通報により発覚することが多いが、通報者は市町等との信頼関係に基づき、知り得る情報を提供するのであり、仮に通報の事実が明らかになることになれば、後難を恐れ、通報者からの協力が得られにくくなる可能性が高い。

また、公開決定等を通して、虐待を行ったと思われる職員や当該職員が所属する施設の関係者に、市町等が当該虐待を認知しているということが察知されれば、証拠隠滅や偽装工作、関係者に対する口封じなどが行われ、障害者虐待に関する調査の円滑な遂行を妨げるおそれがある。

(4) NPO法人□□□が運営する障害者福祉施設に係る虐待の認定について

NPO法人□□□が運営する障害者福祉施設については、本件処分後の平成26年3月14日に、障害者虐待があったとの認定が東近江市により行われており、現時点で請求があった場合には、存否応答拒否を行う必要はないものと考えられる。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえたうえで以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、特定の法人が運営する障害者福祉施設における障害者虐待について、実施機関が行った調査に関する公文書の公開が求められたものである。

3 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否について

条例第9条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

公開請求があったときには、原則として公文書を公開しなければならないものであるが、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるような場合がある。条例第9条は、こうした場合において、非公開情報の保護利益を守るため、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることとしたものである。

実施機関は、本件対象公文書の存否を明らかにすれば、条例第6条第2号アおよび同条第6号に該当する非公開情報を公開することになるため、その存否を明らかにせず公開請求を拒否したと主張しているが、これに対して、異議申立人は、本件対象公文書の公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討することとする。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

イ 本件存否情報の条例第6条第2号ア該当性について

本件公開請求は、特定の法人が運営する障害者福祉施設における虐待調査に関する公文書の公開を求めるものであるため、実施機関が対象公文書の有無を明らかにすれば、当該施設について、実施機関が虐待通報を受けているという事実や虐待調査を行っているという事実の有無が明らかになるものと言える。

そして、虐待の事実が判然としない段階において、こうした情報を明らかにすれば、虐待通報の真偽や虐待の有無に関わらず、当該施設において、いかにも事実として虐待が行われているかのような誤った印象を利用者等に与えるおそれがあり、結果として、施設を運営する法人の社会的評価が損なわれ、今後の事業運営に支障が生じるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。

したがって、特定の法人が運営する障害者福祉施設における虐待調査に関する公文書の存否についての情報は、条例第6条第2号アの非公開情報に該当するものであり、処分時において本件処分は妥当であったものと認められる。

ウ 本件存否情報の条例第6条第6号該当性について

実施機関は、本件存否情報の条例第6条第6号該当性についても主張しているが、本件存否情報が処分時において、同条第2号アの非公開情報に該当するものであった

ことはすでに述べたとおりであり、同条第6号該当性についてはもはや判断を要しない。

4 本件処分後の事情について

本件審査の過程において実施機関は、NPO法人□□□が運営する障害者福祉施設については、本件処分後に障害者虐待の事実が認定されており、現時点において、もはや当該施設の虐待調査に係る公文書について存否応答拒否をする必要がないとしているものと認められる。

このことから、NPO法人□□□が運営する障害者福祉施設に係る虐待調査に関する公文書については、現時点においては存否応答拒否を行う理由はないものと言え、実施機関は改めて公開、非公開の決定を行うことが適当である。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成26年1月6日	・実施機関から諮問を受けた。
平成26年2月18日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年6月4日 (第224回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年6月25日 (第225回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年7月28日 (第226回審査会)	・事案の審議を行った。
平成26年8月25日 (第227回審査会)	・事案の審議を行った。
平成26年9月22日 (第228回審査会)	・答申案の審議を行った。